

## 青梅市御岳交流センターの指定管理者の指定について

青梅市御岳交流センターの指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定にもとづき、市議会の議決を求める。

平成 2 8 年 1 2 月 2 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

### 記

- 1 公の施設の名称  
青梅市御岳交流センター
- 2 指定管理者となる団体  
東京都青梅市東青梅一丁目 2 番地の 5 東青梅センタービル 3 階  
一般社団法人青梅市観光協会
- 3 指定の期間  
平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで